

公益財団法人香川県スポーツ協会評議員及び役員選任規則

(目的)

第1条 この規則は、公益財団法人香川県スポーツ協会（以下「本会」という。）の定款第49条の規定に基づき、評議員及び役員（理事及び監事）の選任に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(評議員候補者の推薦)

第2条 評議員選定委員会に評議員候補者を推薦する場合は、次の各号に掲げる者の中から、それぞれ各号に定める人数の範囲内とする。

- (1) 各加盟団体が推薦する者 80名以内
- (2) 理事会が推薦する学識経験者 若干名

(理事及び監事候補者の推薦)

第3条 理事候補者については、次の各号に掲げる者の中から、それぞれ各号に定める人数の範囲内で、評議員会に推薦するものとする。

- (1) 加盟競技団体が推薦する者 11名以内
- (2) 加盟市町体育協会等が推薦する者 3名以内
- (3) 加盟学校体育団体が推薦する者 1名以内
- (4) 学識経験者及びスポーツに理解のある者 12名以内

2 監事候補者は、監事としての見識と学識を有している者を評議員会に推薦するものとする。

(役員選考委員会)

第4条 理事及び監事の選考を公正・適切に行うため、役員選考委員会を設置し、理事及び監事候補者の推薦母体を選考する。

2 役員選考委員会の委員は、評議員選定委員が兼ねるものとし、その運営は、評議員選定委員会規程に準ずるものとする。

(年齢制限)

第5条 理事は、選任時において、その年齢が70歳未満でなければならない。ただし、第3条第1項（4）に掲げるものについてはこの限りでない。

(本規程の変更)

第6条 この規則は、理事会の議決により、変更することができる。

附則

この規則は、公益財団法人香川県体育協会の設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。

この規則は、平成28年3月24日から施行する。

この規則は、平成30年4月1日から施行する。